

島根県農業経営基盤 強化促進基本方針

平成23年3月

島 根 県

島根県農業経営基盤強化促進基本方針

目 次

第1	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向	
1	本県農業・農村の目指すべき方向	1
2	担い手育成に関する基本的方向	1
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	2
	(2) 多様な担い手の育成	2
3	担い手育成に関する目標	3
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準	3
	(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標	3
	(3) 農用地の利用集積に関する目標	3
4	地域別の基本的方向	4
第2	効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項	
1	推進体制の構築等に関する事項	5
	(1) 関係機関・団体の連携による体制整備	5
	(2) 県内の機関の役割	5
2	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	5
	(1) 利用権設定等促進事業	5
	(2) 農用地利用改善事業	6
	(3) 農地保有合理化事業の実施を促進する事業等	6
	(4) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業等	6
3	県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項	6
	(1) 法人の名称	6
	(2) 法人の実施する事業	6
4	農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項	7
	(1) 実施する事業	7
	(2) 実施主体	7
	(3) 県の推進について	8
(資料)		
資料1	効率的かつ安定的な農業経営の基本水準	
資料2	平成32年度における農用地利用集積目標の算出根拠	

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業・農村の目指すべき方向

島根の農業・農村は、安全・安心で品質の確かな食料などの安定供給をはじめ、国土や環境の保全、美しい景観形成など、多面的機能の発揮を通じて県民の健全で豊かな暮らしを支えている。また、食品加工業など他産業とも結びつき、地域の発展を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、「過疎・高齢化の進行による生産力低下や担い手不足」「農林水産物価格の低迷」「消費者の食の安全・安心と環境問題への対応」「価値観、ライフスタイルの変化への対応」等様々な課題に直面しており、農業経営の基盤強化を喫緊の課題として取り組む必要に迫られている。

こうした社会、経済状況の変化に的確に対応し、今後とも島根の農業・農村の持続的発展を図るため、島根県では、平成20年3月、おおむね10年後の農林水産業・農山漁村の将来像を示した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定した。

新たな計画では、「持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現～地域の創意工夫と多様な主体の参画・協働による展開」を基本目標に、「産業として自立する農林水産業」「暮らしと結びついた農林水産業」「活力ある元気な農山漁村」を目指し、農業、林業、水産業の各分野の計画を一本化しつつ、県及び各圏域のプロジェクト活動による総合的な施策の展開を図っている。

特に農業分野においては、「県民の安心と誇りの実現」「消費者に買ってもらえる商品づくり」「地域の実情にあった担い手づくり」「魅力ある農山村づくり」「環境保全と多面的機能の維持増進」に取り組む。

こうした中、社会経済のグローバル化に伴い、農業においても経営体質の強い、競争力を備えた経営体の育成を図ることが今後の重要な課題となっている。

また、経済不況による雇用情勢の悪化に伴う農業分野への期待や、農業者戸別所得補償制度の本格実施等、大きな変革の時期を迎えている。

一方、2010年世界農林業センサス結果速報によると、県内の農家戸数は減少し、農業従事者の高齢化も進行しており、農業・農村を支える農業労働力の恒常的な不足が懸念される。

これらの情勢を踏まえ、産業としての農業振興と、農村社会の維持・活性化の両面を見据えた的確な施策展開を図ることが重要である。

2 担い手育成に関する基本的方向

本県では、担い手育成において、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、あわせて地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手についても、育成を進める。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、既存農業者の経営規模拡大や経営の合理化を進める一方、新規学卒者をはじめ、他産業の中途退職者などの自営・雇用の形態による新規就農を希望する者や、他業種からの農業参入を含めた農業法人の育成等、意欲と能力の高い人材を幅広い分野から求め、農用地の利用集積等の農業経営基盤の強化を支援する。特に、東西に長く、中山間地域を多く抱える本県の立地条件から、それぞれの地域の実情を充分踏まえ、経営の複合化や地域資源を有効に活用した農業経営の育成を積極的に推進する。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)の育成と法人化等による経営体質の強化を強力に進めるとともに、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、経営状況の分析や経営改善に向けた意向調査等を実施し、再認定への積極的な誘導を行い、新たな計画作成の支援を行う。

また、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。特に、特定農業法人の設立と、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実態を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展するものと見込まれるものについては、特定農業団体として育成を図る。

また、農業の後継者不足を抱える農村において、Uターン者は、集落営農組織等の後継者として重要であり、兼業収入を加えた「農業+」型の就農を定住対策と併せて推進し、農業・農村の後継者としての育成を促進する。

担い手育成にあたっては、消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の多角化・高度化・複合化に向けた取り組みを促進するとともに、第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業を融合した新しい業態の創出を促す6次産業化を進める。

さらに、農村における女性は、農業生産の重要な担い手であることから、女性の起業化促進を図る。また、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 多様な担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即した多様な担い手を育成する。

個別経営体の育成が困難な中山間地域等を中心として、今後とも集落営農組織の育成を推進するが、農業生産のみならず、集落の維持、生活の場づくり等に取り組む集落営農組織を「地域貢献型集落営農組織」と位置付け、育成するとともに、法人間連携による協働化、効率化、雇用の場の確保を進める。

また、地域の実情に応じた運営方式による効率的な農作業受託組織の育成を図るとともに、担い手確保が困難な集落・地域においては、消費者を含めた地域住民の話し合いによる組織化を進め、取り組みができない営農活動を支援するサポート経営体を育成する。

なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めず、遊休農地等の解消が困難な地域においては、農地利用集積円滑化事業を積極的に活用すること等により農地の有効利用の確保を図る。

3 担い手育成に関する目標

平成 17 年に島根県農業経営基盤強化促進基本方針(以下「基本方針」という。)を改訂して以来、効率的かつ安定的な農業経営の育成のための施策を重点的に実施し、認定農業者や特定農業法人の育成・確保とこれら農業者への農用地の利用集積を促進し、一定の成果を上げてきたが、目標に対する達成状況は必ずしも十分ではない。

このため、今後 10 年間に於いて育成すべき農業経営の基本となる水準や指標とこれら農業経営体等に対する農用地の集積目標を次のとおりとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

農業経営の基本水準については、各地域における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

年 次	平成 32 年(2020 年)
年間所得	概ね 400 万円(主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間(主たる農業従事者 1 人当たりの労働時間)

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

具体的な営農類型等の農業経営の基本指標については、別表のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

(3) 農用地の利用集積に関する目標

上記別表に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営体等に対する農用地の利用集積に関する目標及び農用地の面的な集積についての目標は、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標

地 域	県 内 全 域
シェアの目標	概ね 4 4 %

効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業者が、経営する農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の

経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。このため、上記別表に掲げる、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対し農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

< 参考 >

本集積目標の対象とする経営体は、認定農業者、特定農業法人(農業経営改善計画未認定)、特定農業団体、市町村基本構想基準到達者、今後育成すべき農業者(地域水田農業ビジョン担い手リストに掲載された者及び集落営農組織)とし、特定農業団体及び今後育成すべき農業者である集落営農組織の集積面積については農作業受託面積とする。

4 地域別の基本的方向

地域別の基本的方向については、新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の内容に準ずるものとし、「平坦農村地域」と「中山間地域」に区分するものとする。

また、各地域(圏域)の状況に応じて取り組みを進められるよう、各圏域毎の地域プロジェクトを立ち上げ、基本目標を達成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

1 推進体制の構築等に関する事項

(1) 関係機関・団体の連携による体制整備

県は、島根県農業会議、島根県農業協同組合中央会等で構成される「島根県担い手育成総合支援協議会」(以下「県協議会」という。)等を十分に活用し、連携を図るとともに、具体的目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに農業経営基盤の強化促進のための措置を講ずる。

また、地域においては、「地域担い手育成総合支援協議会」(以下「地域協議会」という。)等を主体に推進体制を整備し、農業・農村対策の戦略的な推進機能の強化、農業振興目標の設定、その達成のための各種事業の連携実施等の具体的取り組みについての合意形成と進行管理を効率的に行うものとする。

さらに、農業後継者育成機関である農業大学の機能を強化するとともに「農業大学校新規就農者育成推進会議」を設置し、円滑な就農を支援する。

(2) 県内の機関の役割

農林振興センター等県内の機関は、地域協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合(以下「農協」という。)等との連携を進め、地域における指導機能の強化を図る。

特に、地域の農業の将来方向と育成すべき農業経営体の姿の明確化、また、これら農業経営体と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家との連携及び役割分担の明確化を図られるよう指導する。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成に必要な生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などを指導するとともに、あわせて農業生産法人の設立・運営に向けた指導強化を図る。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図り、第1の3の(3)の集積目標を達成するためには、農業経営基盤強化促進事業への積極的な取り組みが必要であり、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等を柱として農業経営基盤の強化促進のための措置を講ずる。

また、このような措置を集中的かつ重点的に実施し、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積を図り、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

(1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、農地の出し手、受け手情報の整理やほ場整備等を契機とした農地の計画的利用に対する指導、賃借料や農作業受託料金の適正化など

により農用地の利用集積を推進する。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域における農地の計画的利用の合意形成を図る中で、地域協議会との連携を図りつつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立を目指す。なお、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業団体の設立を推進する。

(3) 農地保有合理化事業の実施を促進する事業等

市町村、農業委員会、農協、市町村農業公社等は農地保有合理化法人である財団法人しまね農業振興公社との連携のもとに、普及啓発活動等を行い、農地保有合理化事業の促進を図る。

(4) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業等

市町村、農業委員会、農協、市町村農業公社等は、農地利用集積円滑化団体との連携のもとに、普及啓発活動等を行い、農地利用集積円滑化事業の促進を図るとともに農地保有合理化法人である財団法人しまね農業振興公社との情報共有を図る。

また、市町村、農業委員会、農協の連携のもとに農作業受委託を組織的に推進する。

3 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

(1) 法人の名称

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、財団法人しまね農業振興公社とする。

(2) 法人の実施する事業

財団法人しまね農業振興公社は、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等本県の農業を担う者の農業経営基盤強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施する。

ア 農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農地信託等事業

農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業及び農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

ウ 農業生産法人出資育成事業

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って

設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

ア及びイに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

エ 研修等事業

農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して、新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修その他の事業

4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 実施する事業

農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者へ農用地の面的集積を行うため、次に掲げる事業の範囲内において農地利用集積円滑化事業を実施する。

ア 農地所有者代理事業

(ア) 経営体への農用地の面的集積の円滑な集積を図るため、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農業の委託を行う事業。

(イ) 委任に係る農用地等についてその所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難な場合に、貸付け等が行われるまでの間当該農用地等を良好な状態に保つために除草、畦畔の維持等の管理を行う事業。

イ 農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に取得するための研修その他の事業。

(2) 実施主体

ア 農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の実施主体は、売買、賃貸借等を通じ自ら農用地の権利主体となること等から、市町村、農協又は市町村振興公社であって国が定める要件を満たす者とする。

イ 農地所有者代理事業のみ行う場合の実施主体は、自ら農用地の権利主体となる必要性がないことから、アに掲げる者及びそれ以外の営利を目的としない法人又は法人格を有しない団体であって国が定める要件を満たす者とする。

(3) 県の推進について

農地利用集積円滑化事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする経営体へ農用地の面的集積を行うため、第2の2(1)及び(2)のとおり、県段階や各地域段階の関係機関・団体が十分な連携を図るものとする。

また、農地利用集積円滑化事業の実施を支援するため、農地保有合理化事業を始め、関連する諸施策を実施する。

島根県農業経営基盤 強化促進基本方針

(別表)

効率的かつ安定的な経営体の基本指標

島根県農業経営基盤強化促進基本方針 (別表) 効率的かつ安定的な経営体の基本指標 目次

1	農業経営体の概念	1
2	各地域共通	2
1)	個別経営体	2
	水 稲 + 大 豆 + 作業委託	2
	施設花き(きく)	2
	水 稲 + 施設野菜	4
	果 樹(かき+なし)	4
	酪 農(経産牛50頭規模)	6
	水 稲 + 肉用牛(繁殖)	6
	肉用牛(繁殖)	8
2)	組織経営体	10
	肉用牛(黒毛肥育)	10
	酪 農(経産牛200頭規模)	10
3)	集落営農型の農業生産法人	12
	水 稲 + 大 豆 + 施設園芸 + 作業受託	12
3	平坦農村地域	14
1)	個別経営体	14
	水 稲 + 大 豆 + ビール麦	14
	水 稲 + 野菜(露地・施設) + 作業受託	14
	施設果樹(ぶどう)	16
4	中山間農村地域	18
1)	個別経営体	18
	水 稲 + 野菜(露地・施設)	18

(別表)

効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

1 農業経営体の概念

島根県農業経営基盤強化促進基本方針の第1の3の(1)効率的かつ安定的な農業経営の基本水準で示した目標を可能とする経営類型の例示は次のとおりとする。

なお、基本指標で示す農業経営体の概念については、以下のとおりとする。

個別経営体	個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、主たる農業従事者が他産業従事者と均衡する年間総労働時間と地域他産業従事者並みの年間所得水準を確保できるような農業経営を行い得るもの。
組織経営体	複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、または、これと併せて農作業を行う経営体であって、主たる農業従事者が、他産業従事者と均衡する年間総労働時間と地域他産業従事者並みの年間所得水準を確保できるような農業経営を行い得るもの。

なお、この基本指標については、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

2 各地域共通

1) 個別経営体

経営類型	経営規模	生産方式
<p>水 稲 + 大 豆 + 作業受託</p>	<p>< 作付規模等 > 水 稲 3.0ha 大 豆 2.0ha 水稲作業受託 8.0ha (基幹 3 作業) < 経営面積 > 水 田 5.0ha (うち借地 3.0ha)</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫(150 m²) 1 棟 ・育苗ハウス(216 m²) 1 棟 ・トラクター (30ps) 1 台 ・側条施肥田植機 (乗用 5 条) 1 台 ・自脱型コンバイン (3 条) 1 台 ・動力散布機 (26ℓ) 1 台 ・循環型乾燥機 (30石) 2 台 ・大豆コンバイン 1/2 台 (大豆の乾燥調製は、外部委託) < その他 > ・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大を図る。 ・農地の集団化や管理道の整備等により作業の効率化を図る。</p>
<p>施設花き (きく)</p>	<p>< 作付規模等 > 施設きく 4,320 m² × 1.6 作</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫(50 m²) 1 棟 ・パイプハウス (二重カーテン付き 360 m²) 8 棟 ・パイプハウス (360 m²) 4 棟 ・灌水装置 1 式 ・トラクター (20ps) 1 台 ・温風暖房機 8 基 ・動力噴霧機 1 台 ・軽トラック 1 台 ・選花機 1 台 ・予冷库 (1.5 坪) 1 台 < その他 > ・作型、品種の組み合わせにより労力配分を図る。 ・地力対策や連作障害対策を実施する。 ・出荷単位を考慮して、1 品種 3a 以上の作付けと花色バランスを図る。 ・2 度切り技術の確立及び品質の向上を図る。</p>

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品装着等により、作業の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品着用等により、作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 ・収穫・出荷調製等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・年間雇用者 0.5人

経営類型	経営規模	生産方式
<p>水 稲 + 施設野菜</p>	<p>< 作付規模等 > 水 稲 1.3ha 半促成アムス 46.8a 抑制トマト 46.8a < 経営面積 > 水 田 1.8ha</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫(66 m²)1 棟 ・パイプハウス(360 m²)13 棟 ・育苗ハウス(72 m²) 1 棟 ・トラクター(20ps) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・動力運搬車 1 台 ・動力噴霧機 1 台 (水稲の田植、刈取、乾燥調整は外部委託) < その他 > ・トマトは共同選果</p>
<p>果 樹</p>	<p>< 作付規模等 > か き 西条(無加温)20a 西条(露地)100a な し 幸 水 20a ゴ-ルト 二十世紀 20a < 経営面積 > 果樹園 1.6ha</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫(50 m²) 1 棟 ・アーチ型連棟ハウス(250 m²) 8 棟 ・多目的網掛け兼用棚 40a ・開花促進ハウス、葯採取機等 1 式 ・多目的スプリンクラー 1 式 ・可搬式動力噴霧器(4.3ps) 1 台 ・ハンマーナイフモア(8ps) 1 台 ・ミニバックホー(0.8t) 1/2 台 ・自走式運搬車 1 台 < その他 > ・低樹高仕立てを行う。 ・高品質生産を図る。 ・機械利用の効率化を図られるよう樹園地の集団化と基盤整備を行う。 ・無霜地域とし、防風対策を行う。</p>

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品装着等により、作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・年間雇用者 0.5人
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品着用等により、作業の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・年間雇用者 0.5人

経営類型	経営規模	生産方式
酪農	<p>< 飼養規模 > 経産牛 50 頭 育成牛 20 頭</p> <p>< 作付規模等 > 牧草地 6.0ha 飼料畑 4.0ha (春夏作) スーダングラス (秋冬作) イタリアンライグ ラス 混播牧草</p>	<p>< 主たる資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 500 m² 1 棟 (繋ぎ方式) ・堆肥舎 330 m² ・パイプラインミルクカー 1 式 ・バルククーラー (1,500 ℓ) 1 基 ・電気温水器 1 台 ・バークリーナー 1 式 ・トラクター (70ps) 2/3 台、(50ps) 1/3 台 ・その他飼料作物栽培及び貯蔵用機械 1 式 (ロールベラー等) <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な粗飼料生産を図る。 ・牛群検定により高泌乳牛の留保を図る。
水稲 + 肉用牛 (繁殖)	<p>< 作付規模等 > 水稲 5.0ha 飼料畑 3ha (夏作) スーダングラス (秋冬作) イタリアンライグ ラス</p> <p>< 飼養規模 > 経産牛 30 頭 育成牛 3 頭</p> <p>< 経営面積 > 放牧地 8.0ha</p>	<p>< 主たる資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (38ps) 2/3 台 ・側条施肥田植機 (乗用 6 条) 1 台 ・自脱型コンバイン (3 条) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・背負動力散粉機 1 台 ・畜舎 (150 m²) 2 棟、堆肥舎 (51 m²) 1 棟 ・牧柵 3600m ・ロールベラー (直径 90cm) 他ロールベールサイ レージ生産機械 1 式 ・マニュアルプレッダー 1/3 台 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲は作業期間の拡大を図る。 ・良質な粗飼料を確保する。 ・1 年 1 産技術の確立を図る。 ・放牧を進め省力化を図る。 ・農地の集団化、管理道の整備等を行い作業の効率 化を図る。

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー制度等を活用して休日制を導入する。 ・労働ピーク時の雇用対策を図る。 ・給料制を導入する。 ・安全な作業を行うため、休息時間の確保や作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1.5人 ・年間雇用者 0.5人
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品着用等により、作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 ・未利用資源の有効利用をはかるため、積極的に放牧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

経営類型	経営規模	生産方式
肉用牛 (繁殖)	< 飼養規模 > 経産牛 50 頭 (放牧 30 頭 舎飼 20 頭) 育成牛 5 頭 < 経営面積 > 飼料畑 5 ha 放牧地 10 ha (飼料畑) 混播牧草 (放牧地) ジバ、永年牧草	< 主たる資本装備 > ・トラクター (38ps) 2/3 台 ・畜舎 180 m ² 2 棟 ・堆肥舎 72 m ² 1 棟 ・パドック 400 m ² ・軽トラック 1 台 ・ロールベアラー (直径 90cm) 他ロールベアラーサイ レージ生産機械 1 式 < その他 > ・良質な粗飼料確保を図る。 ・1 年 1 産技術の確立を図る。 ・放牧を進め省力化を図る。

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー制度等を活用し、休日制を実施する。 ・給料制を導入する。 ・休息時間の確保など作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 ・放牧を積極的に行い未利用資源の活用をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0.5人

2) 組織経営体

経営類型	経営規模	生産方式
<p>肉用牛 (黒毛肥育)</p>	<p>< 飼養規模 > 去勢和牛 300 頭</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・ 畜舎 (648 m²) 1 棟 ・ 堆肥舎 (360 m²) 1 棟 ・ トラック (2t) 1 台 ・ ホイールローダー (38ps) 1 台 ・ 飼料庫 (126 m²) 1 棟 < その他 > ・ 580 日肥育を行う。 ・ 地域内で繁殖肥育一貫経営を図る。 ・ 「しまね和牛」肥育の手引きを活用する。 ・ 良質な粗飼料 (乾草) を確保する。</p>
<p>酪 農</p>	<p>< 飼養規模 > 経産牛 200 頭 育成牛 80 頭 < 作付規模等 > 牧草地 20ha 飼料畑 20ha (春夏作) スーダングラス (秋冬作) イタリアライグラス 混播牧草</p>	<p>< 主たる資本整備 > ・ 畜舎 (2000 m²) 1 棟 (パーラー方式) ・ 堆肥舎 (1000 m²) 1 棟 ・ ミルキングパーラー 一式 ・ バルククーラー (6000 ℓ) 1 基 ・ 電気温水器 1 基 ・ コンプリートフィルダー 1 式 ・ トラック ・ バキュームカー (2000 ℓ) ・ トラクター (70ps) 1 台 (50ps) 1 台 ・ フロントローダー 1 台 ・ ロールベラー 1 台 ・ 飼料作物栽培管理機械 1 式 < その他 > ・ 良質な粗飼料生産を図る。 ・ 牛群検定により高泌乳牛の保留を図る。</p>

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経理を明確にする。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内の役割分担を明確化する。 ・法人化を視野に経営管理の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を導入する。 ・作業の安全性を確保するため休憩時間の確保や薬剤散布時に装備品を着用する。 ・雇用者の福祉を図るため社会保険に加入する。 ・収穫・出荷選別等のピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・作業を快適とするため補助具の設置や換気等作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経理を明確にする。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・法人化を視野に経営管理の強化を図る。 ・経営体内の役割分担を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を導入する。 ・作業の安全性を確保するため休憩時間の確保や薬剤散布時に装備品を着用する。 ・雇用者の福祉を図るため社会保険に加入する。 ・収穫・出荷選別等のピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・作業を快適とするため補助具の設置や換気等作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

3) 集落営農型の農業生産法人

経営類型	経営規模	生産方式
<p>水 稲 + 大 豆 + 施設園芸 + 作業受託</p>	<p>< 作付規模等 > 水 稲 16.0ha 大 豆 9.8ha ミニトマト 10.8a 水稲作業受託 4.0ha (基幹 3 作業) < 経営面積 > 水 田 25.9ha</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫(150 m²) 1 棟 ・育苗ハウス(360 m²) 3 棟 ・ト口箱栽培システム 一式 ・トラクター(30ps) 1 台 ・側条施肥田植機(乗用 6 条) 1 台 ・大豆施肥播種機 1 台 ・自脱型コンバイン(3 条) 1 台 ・大豆コンバイン 1/2 台 ・循環型乾燥機(30 石) 2 台 ・動力散布機(25ℓ) 1 台 (大豆の乾燥調製は、外部委託) < その他 > ・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大を図る。 ・農地の集団化や管理道の整備等により作業の効率化を図る。</p>

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳を行う。 ・青色申告を行う。 ・経営体内部の役割分担を図る。 ・組織の継続性を確保するため、経営・販売戦略の樹立に努める。 ・自己資本の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3名程度のオペレータを確保し、労働集中時の危険分散を図る。 ・女性、高齢者、兼業農家など多様な人材を登用し、集落内労働力を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 (オペレータ) 3人

3 平坦農村地域

1) 個別経営体

経営類型	経営規模	生産方式
水 稲 + 大 豆 + ビール麦	< 作付規模等 > 水 稲 7.5ha 大 豆 5.0ha ビール麦 5.0ha < 経営面積 > 水 田 12.5ha (うち借地 10.5ha)	< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫 (150 m ²) 1棟 ・トラクター (30ps) 1台 ・側条施肥田植機 (乗用5条) 1台 ・播種機 1台 ・自脱型コンバイン (3条) 1台 ・乾燥機 (30石) 2台 ・動力散布機 (26ℓ) 1台 ・大豆コンバイン 1台 (大豆の乾燥調製は外部委託) < その他 > ・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大を図る。 ・農地の集団化や管理道の整備等により作業の効率化を図る。 ・二年三作体系を確立する。
水 稲 + 施設野菜 + 露地野菜	< 作付規模等 > 水 稲 3.0ha 葉ねぎ (周年) 7.5a キャベツ 1.5ha たまねぎ 1.5ha 作業受託 8ha < 経営面積 > 水 田 4.5ha (内借地 2.5ha)	< 主たる資本装備 > ・作業舎兼格納庫 (50 m ²) 1棟 ・パイプハウス (150 m ²) 5棟 ・トラクター (30ps) 1台 ・側条施肥田植機 (乗用5条) 1台 ・野菜半自動定植機 1/3台 ・たまねぎ収穫機 1台 ・高床式作業車 1台 ・動力散布機 (26ℓ) 1台 ・循環式乾燥機 (30石) 2台 (キャベツは苗購入) < その他 > ・水稲については、品種の組合せにより作業期間の拡大と農地の集団化を図る。 ・葉ねぎは農協の共同調整出荷施設を利用する。 ・キャベツは、品種・作型により、労働調整を図る。 ・たまねぎの乾燥調整は、農協の調整施設を活用する。

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品装着等により、作業の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品着用等により、作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・年間雇用者 1人

経営類型	経営規模	生産方式
施設果樹	<p>< 作付規模等 ></p> <p>デラウェア</p> <p>早期加温 20a</p> <p>普通加温 40a</p> <p>シャインマスカット</p> <p>40a</p> <p>< 経営施設面積 ></p> <p>ハウス 100a</p>	<p>< 主たる資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業舎兼格納庫 (80 m²) 1 棟 ・高度化パイプハウス (1,000 m²) 10 棟 ・灌水装置 (スプリンクラー) 1 式 ・温風暖房機 6 台 ・ミニバックホー (0.8 t) 1 台 ・炭酸ガス発生装置 2 台 ・動力運搬車 1 台 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実の高品質生産や省エネルギー対策を図る。 ・樹勢を考慮した作型のローテーションを行う。 ・温水灌水や炭酸ガス施用等により生育の促進を図る。

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品着用等により、作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・年間雇用者 0.5人

4 中山間農村地域

1) 個別経営体

経営類型	経営規模	生産方式
<p>水 稲 + 施設野菜 + 露地野菜</p>	<p>< 作付規模等 > 水 稲 3.0ha キャベツ 1.0ha だいこん 1.0ha 作業受託 7.0ha < 経営面積 > 水 田 3.0ha 畑 1.0ha (内借地 3ha)</p>	<p>< 主たる資本装備 > ・作業場兼格納庫 (50 m²) 1 棟 ・トラクター (25ps) 1 台 ・側条施肥田植機 (乗用 5 条) 1 台 ・半自動定植機 1/3 台 ・動力運搬車 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・自脱型コンバイン (3 条) 1 台 ・循環型乾燥機 (30 石) 1 台 ・だいこん洗浄機 1 台 (キャベツは購入苗) < その他 > ・水稲は、キャベツ・だいこん作との労働調整を図る。 ・キャベツ、だいこんは、播種時期の調整により労働ピークの回避を図る。</p>

経費管理の方法	農業従事の態様等	労働力
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休息時間の確保、薬剤散布時の装備品着用等により、作業の安全を確保する。 ・作業を快適とするため、補助具の設置や換気等作業環境の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・年間雇用者 0.5人

資料1 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

主たる従事者1人あたりの年間所得目標

(他産業従事者並みの生涯所得に該当する年間農業所得)

・生涯賃金(事業所規模5人以上[一般労働者])

H20年 現金給与総額月額平均		生涯賃金計 (×12月×40年)
全国	島根県	
414,449円	319,894円	153,549,120円

…(ア)

平均賃金比率 = $\frac{319,894}{414,449} = 77.19\%$
(「毎月勤労統計調査年報」より)

・定年退職金(事業所規模5人以上[一般労働者])

H20年度 定年退職金	
全国	×
21,753,000円	16,790,134円

…(イ)

(「賃金事情等総合調査」より)

・年金受給年数

H20年 男20歳の平均余命 …… 59.75年
 $20 + 59.75 = 79.75$ 歳 79歳
 (「日本人の平均余命 平成20年簡易生命表」より)
 79歳 - 年金受給開始年齢 65歳 = 15年

・老齢年金

厚生年金(H19年度末 平均受給月額)

島根県	年額(×12月)	総受給額(×)
138,036円	1,656,432円	24,846,480円

…(ウ)

国民年金(H19年度末 平均受給月額)

島根県	年額(×12月)	総受給額(×)
55,955円	671,460円	10,071,900円

…(エ)

(「老齢年金都道府県別受給者数及び平均年金月額」より)

農業者年金

加入年齢20歳の男で、保険料月額2万円、政策支援を受ける場合であって
 利率1%を仮定して試算

年額	総受給額(×)
654,000円	9,810,000円

…(オ)

(「年金額の試算」より)

・農業者の年金受給額

(エ) + (オ) = 19,881,900円 …(カ)

他産業の生涯所得

(ア) + (イ) + (ウ) = 195,185,734円 …(キ)

生涯所得 - 農業者の
年金受給額

(キ) - (カ) = 175,303,834円 …(ク)

年間必要所得

(ク) ÷ 45年 = 3,895,641円

4,000千円

主たる従事者1人あたりの年間労働時間目標

(他産業従事者と均衡する年間労働時間)

・労働時間(事業所規模5人以上[一般労働者])

H20年 月間実労働 年間労働時間
 時間数(島根県) ×12月 2001.6時間
 166.8時間

2000時間

(「毎月勤労統計調査年報」より)

主たる従事者は、就農期間が20歳から64歳までで、離農後は国民年金及び農業者年金を受給する者を想定。

20歳から64歳までの45年間を通算所得期間として設定

資料2 平成32年度における農用地利用集積目標の算出根拠

1 担い手の分類別推移

個別の認定農業者は年齢的な問題から農業経営改善計画の再認定を受けない農業者があるため、新規認定農業者は増えているものの、実認定農業者数は減少を始めている。

(単位:経営体)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	年平均増減経営体数
認定農業者	1,211	1,081	1,154	1,206	1,262	1,249	8
個人及び特定農業法人を除く法人	1,193	1,060	1,119	1,164	1,213	1,194	1
特定農業法人	18	21	35	42	49	55	7
農業経営改善計画の認定を受けていない特定農業法人	32	31	40	42	39	44	2
特定農業団体	2	3	42	57	70	68	13
基本構想水準到達者	25	21	22	18	24	15	-2
今後育成すべき農業者	936	892	794	537	612	640	-59
協業・作業受託型集落営農組織	141	165	143	100	114	121	-4
個人、法人	795	727	651	437	498	519	-55
合計	2,206	2,028	2,052	1,860	2,007	2,016	-38

農地流動化実績及び統合調査実績(集落営農込み)による

2 担い手への集積面積の推移

担い手への農地集積面積(所有地、借入地、農作業受託)は年平均約300ha程度の増加にとどまっている。
1経営体あたりの平均農地集積面積は横ばい状態である。

(単位:ha)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	年平均増減面積
認定農業者	5,653	5,305	5,381	6,646	6,800	7,153	
個人及び特定農業法人を除く法人	5,202	4,812	4,640	5,828	5,693	6,147	189
(1経営体あたり平均集積面積)	(4.4)	(4.5)	(4.1)	(5.0)	(4.7)	(5.1)	(0.2)
特定農業法人	451	493	742	818	1,107	1,006	111
(1経営体あたり平均集積面積)	(25.1)	(23.5)	(21.2)	(19.5)	(22.6)	(18.3)	-(1.4)
農業経営改善計画の認定を受けていない特定農業法人	506.1	495.5	504.7	510.8	571.6	622	23
(1経営体あたり平均集積面積)	(15.8)	(16.0)	(12.6)	(12.2)	(14.7)	(14.1)	-(0.3)
特定農業団体	56	77	1,252	1,668	1,992	1,717	332
(1経営体あたり平均集積面積)	(27.8)	(25.5)	(29.8)	(29.3)	(28.5)	(25.2)	-(0.5)
基本構想水準到達者	106.5	74.2	109.6	41.0	59.0	41.1	-13
(1経営体あたり平均集積面積)	(4.3)	(3.5)	(5.0)	(2.3)	(2.5)	(2.7)	-(0.3)
今後育成すべき農業者	3,815.3	4,236.6	2,794.2	1,814.0	2,144.5	2,198.8	-323
協業・作業受託型集落営農組織	1,525	2,171	1,017	887	1,099	1,099	-85
(1経営体あたり平均集積面積)	(10.8)	(13.2)	(7.1)	(8.9)	(9.6)	(9.1)	-(0.3)
個人、法人	2,291	2,065	1,778	927	1,045	1,100	-240
(1経営体あたり平均集積面積)	(2.9)	(2.8)	(2.7)	(2.1)	(2.1)	(2.1)	-(0.2)
合計	10,137	10,188	10,042	10,679	11,568	11,732	319
(1経営体あたり平均集積面積)	(4.6)	(5.0)	(4.9)	(5.7)	(5.8)	(5.8)	(0.2)
集積率	25.5%	25.8%	25.6%	27.5%	30.0%	30.5%	1.0%

農地流動化実績及び統合調査実績(集落営農込み)による
年平均増減面積の合計はラウンドのため合計はあわない

3 効率的かつ安定的な農業経営体等の育成目標

認定農業者(個人経営及び特定農業法人を除く法人経営)

= 現認定農業者数(1,194経営体) + [年平均増加数(28経営体) - 年平均減少数(46経営体)] × 11年 989経営体

認定農業者(特定農業法人)

= 現特定農業法人数(55法人) + 特定農業団体が5年後に法人化 × 1/2 + 年平均増加数(3法人) × 11年 121法人

農業経営改善計画の認定を受けていない特定農業法人

= 現特定農業法人数(44法人) + 現特定農業団体が5年後に法人化 × 1/2 + 年平均増加数(3法人) × 11年 112法人

特定農業団体

= 現特定農業団体数(68団体) - 特定農業法人へ移行(68団体) + 年平均増加数(2団体) × 11年 22団体

市町村基本構想水準到達者

= 現市町村基本構想水準到達者数(15経営体) + 年平均増加数(2団体) × 11年 37経営体

今後育成すべき農業者(協業・作業受託型集落営農組織)
 = 現集落営農組織数(121組織) - 特定農業法人への移行(年6組織) + 年平均増加数(15組織) × 11年 220組織

今後育成すべき農業者(個人、法人)
 = 既存経営体数(519経営体) - 年平均減少数(20経営体) + 年平均増加数(20経営体) × 11年 519経営体

* 認定農業者及び特定農業法人については各年で減少・増加数が調整してあるため計算式の合計が合わない。

(単位:戸、法人、組織)

	平成21年	平成32年
認定農業者		
個人経営及び特定農業法人を除く法人経営	1,194	989
特定農業法人	55	121
農業経営改善計画の認定を受けていない特定農業法人	44	112
特定農業団体	68	22
市町村基本構想水準到達者	15	37
今後育成すべき農業者		
協業・作業受託型集落営農組織	121	220
個人・法人	519	519
合計	2,016	2,020

4 効率的かつ安定的な農業経営体等の集積目標

認定農業者(個人経営及び特定農業法人を除く法人経営)

= 現認定農業者集積面積(6,147ha) + 年平均増加面積(-93ha) × 11年 + 法人経営体規模拡大(20ha × 20法人) 5,522ha

認定農業者(特定農業法人)

= 現特定農業法人集積面積(1,006ha) + 年平均増加面積(166ha) × 11年 2,839ha

農業経営改善計画の認定を受けていない特定農業法人

= 現特定農業法人集積面積(622ha) + 年平均増加面積(123ha) × 11年 1,982ha

特定農業団体等

= 現特定農業団体集積面積(1,717ha) 特定農業法人化により純減、年平均増加面積(60ha) × 11年 660ha

市町村基本構想水準到達者

= 現市町村基本構想水準到達者集積面積(41ha) + 年平均増加面積(10ha) × 11年 151ha

今後育成すべき農業者(協業・作業受託型集落営農組織)

= 現協業・作業受託型集落営農組織集積面積(1,099ha) + 年平均増加面積(316ha) × 11年 4,582ha

今後育成すべき農業者(個人・法人)

= 現個人・法人集積面積(1,100ha) 1,100ha

* 各年で減少・増加数が一律でないものは増加面積が平均値を記載してあるため計算式の合計が合わない。

(単位:ha)

	平成21年	平成32年
認定農業者		
個人経営及び特定農業法人を除く法人経営	6,146.5	5,522
特定農業法人	1,006.4	2,839
農業経営改善計画の認定を受けていない特定農業法人	621.9	1,982
特定農業団体	1,716.8	660
市町村基本構想水準到達者	41.1	151
今後育成すべき農業者		
協業・作業受託型集落営農組織	1,099.2	4,582
個人・法人	1,099.6	1,100
合計	11,731.5	16,836

5 効率的かつ安定的な農業経営体等への集積率

(1) 農用地面積の推移と予測

(単位:ha、%)

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成32年
農用地面積	39,800	39,500	39,200	38,900	38,600	38,500	38,600
減少率	-	0.75	0.76	0.77	0.77	0.26	-

平成16年以降の5年間で減少した農用地面積は1,300haで、年平均約0.7%減少しているが、近年は耕作放棄地対策等により減少率が下がってきている。

平成32年度の農用地面積は、農振区域内と農振区域外の予測値の合計とした。

・農振区域内の農用地面積…本年度改正予定である農振整備計画のH32年度目標値(38,500ha)とした。

・農振区域外の農用地面積…年0.7%減少としてH32年度の面積とした。

(2) 集積率

$16,836ha \div 38,600ha = 43.6\% \quad 44\%$